

会員各位

(一社) 秋田県自動車整備振興会



電子制御装置整備に係る整備主任者等資格取得講習 (実習、学科及び試問) の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、道路運送車両法の一部改正がなされたことにより、分解整備について、名称を「特定整備」に改めるとともに、施行規則等の一部改正により、電子制御装置整備の整備主任者選任の要件として必要となる、国土交通大臣の定める資格取得講習としての実習講習（主にエーミング作業に関する実習）、学科講習（特定整備に関わる法令等）及び試問（筆記試験）について、下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。（※定員50名）

つきましては、受講を希望される方は下記2. 開催日及び実施会場の右側にありますQRコードから申込みいただいた後「受講申請書及び受講票」（下記8. 提出書類作成を参照）を作成し、6月15日（月）までに振興会事務局へご提出ください。（郵送等または支部経由で事務局へご提出でも可。）※不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

【注】過去に運輸支局が実施した「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」で、試問を修了された方（国土交通省の赤色の修了印が押印されている修了書が交付されている）及び一級整備士（一級二輪を除く）の方は、受講の必要がありません。

記

1. 受講対象者

- (1) 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者（道路運送車両法施行規則第57条第7号に規定する要件を満たす従業員となる予定の者を含む。）であって、現に当該事業場において整備主任者として選任されている者（一級大型自動車整備士及び一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）又は以下枠内に掲げる自動車整備士の技能検定に合格した者。

一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級自動車シャシ整備士、二級二輪自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士

2. 開催日及び実施会場

令和8年6月29日（月）

秋田県自動車整備会館（整備振興会 3F）

（別紙1 会場及び駐車場の案内）

（裏面に続く）



3. 講習日程

①午前の部 【実習講習から受講したい者。】

《注》ディーラー等の支局長認定機関で実習講習を修了した者及び令和2～3年度整備主任者技術研修を受講した者を除く。

9:00～9:30 午前の部受付（実習、学科及び試問を受講する者。）

9:30～12:30 電子制御装置整備に関する実習講習（エーミング作業等）

②午後の部 【学科講習及び試問から受講したい者。】

《注》ディーラー等の支局長認定機関で実習講習を修了した者及び令和2～3年度整備主任者技術研修を受講した者。（午前の実習講習受講者含む。）

13:00～13:30 午後の部受付（学科及び試問を受講する者。）

13:30～14:30 電子制御装置整備に関する法令講習

14:40～14:50 試問諸注意

14:50～15:20 修了試問（※学科、実技の両方を受講済みの方へ試問実施）

4. 修了基準

試問の結果、正答率80%以上の者を講習修了者とし、後日、修了書を交付する。

※試問に不合格となった場合、一度だけ「再試問」を受けることができます。また、「再試問」も不合格となった場合、「学科」、「実習」とも再度受講する必要がありますのでご注意ください。

5. 講師 実習：（一社）秋田県自動車整備振興会 技術担当者

学科：東北運輸局秋田運輸支局 陸運技術専門官

6. 講習費用（税込）

| 受講の区分 | | 研修費（資料含む） |
|---------------------------|-----|-----------|
| 午前の部から午後も受講 （実習・学科・試問） | 会員 | 4,400円 |
| | 非会員 | 7,150円 |
| 午後の部から受講（学科・試問） | | 1,650円 |

※ 資料を含む受講料を収受いたしますので、ご了承ください。

7. 携帯品 筆記用具

8. 提出書類作成について

以下の書類を6月15日（月）までに振興会事務局へご提出ください。（郵送等または支部経由で事務局へご提出でも可。）

（1）提出書類

①電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書（様式第1号）

②電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票（修了証）

※①、②は振興会HPよりダウンロードして下さい。 <https://www.jaspa-akita.or.jp/>

③二級の自動車整備士合格証書（写）又は事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面（整備主任者選任届（写））

④実習受講証の写し（午後の学科から受講される方に限る。）

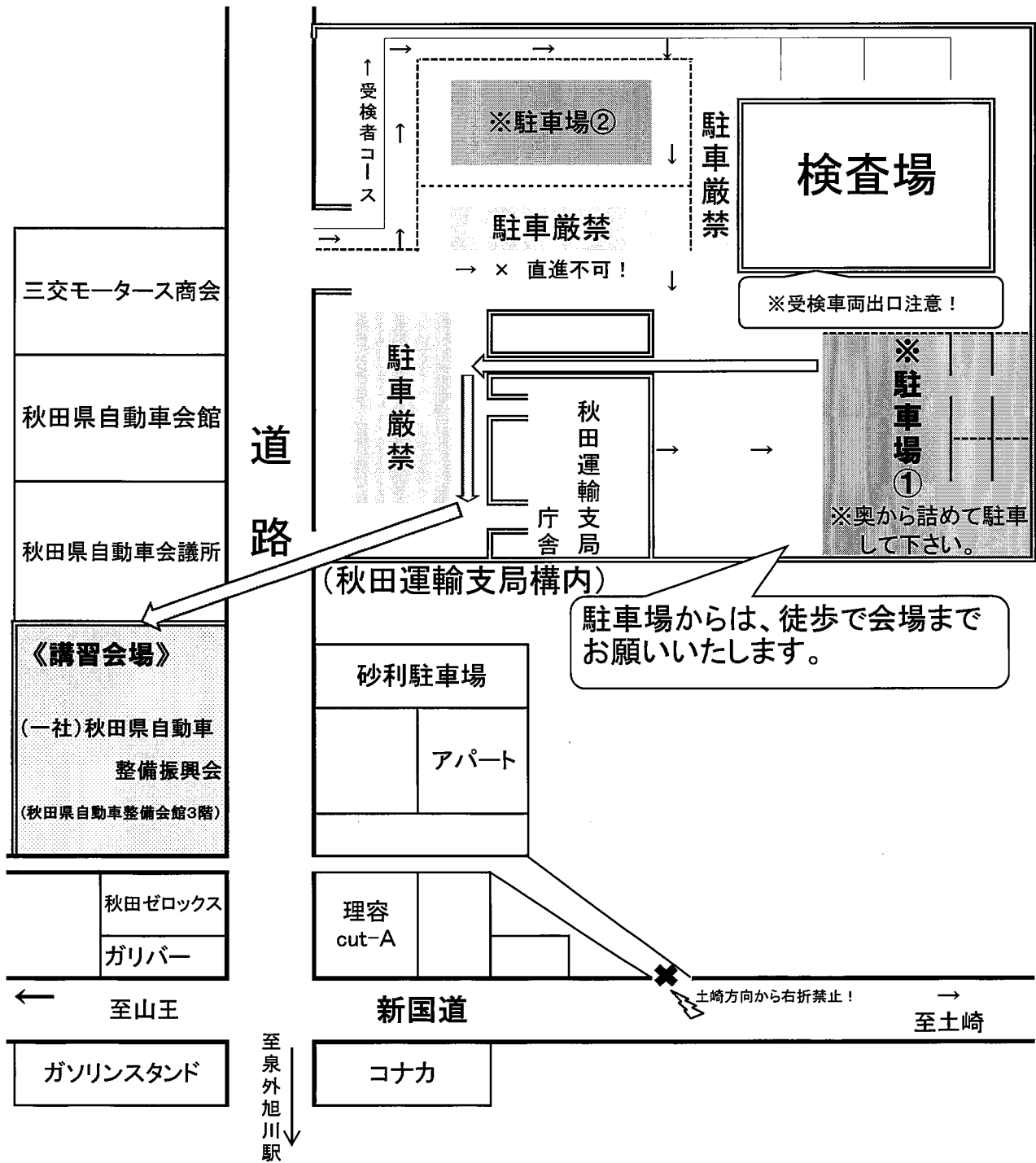
※「令和2～3年度整備主任者技術研修」受講者は不要です。

（2）記入方法・・・別添「記入例1・記入例2」のとおり

駐車場は、秋田運輸支局庁舎裏側の駐車場①、②《指定場所（下図参照）》をお借りしています。

不正改造車の乗り入れや指定した場所以外の駐車は禁止します。

主な指摘事項：タイヤ(ホイール)はみ出し。車高が低すぎる。窓ガラスフィルム。
車検ステッカーが貼られていない等。



別添

この用紙は、訂正できませんので、訂正がある際は書き直ししてください。

-電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

| | | | |
|--------------------|---|--------------|---------------------------|
| 証明写真欄 | 【証明写真について】 | (ふりがな) 氏名 | あきた たろう 秋田 太郎 |
| 写真を貼付け (裏に氏名記入) | ○ 最近1年以 又は医療上の 識別すること 頭部を布等 (く)のもの | 氏名 | 平成〇〇年 〇月 〇日 |
| | ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記 載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は 600×450 pixel 以上とする | 生年月日 (和暦) | 二級ガolin自動車 東北二か 第〇〇〇〇号 |

氏名等、丁寧に
ご記入願います

「ふりがな」
必ず記入し
てください。

写真を貼付け
(裏に氏名記入)

以降は、記載し

整備士の種類1つのみ記入
整備士番号も同様
(種類と番号で二段書きとなります。)

| | |
|----------------|----------------|
| 受講番号 | 第 |
| 学科実施日 年 日 日 | 試問実施日 年 日 日 |

☆☆「受講申請書」および「受講票」(修了証)☆☆
記載時の留意点について

1. 氏名は略さずにご記入ください。
(整備士合格証書と同じ)
「高橋 or 高橋」、「齊藤 or 斎藤 or 斉藤」など注意願います
2. 整備士の種類・番号は、合格証書から転記すること。
記載した「二級の整備士合格証書(写)」を1枚添付
※整備資格取得時と、名字が変わっている方は、現在の氏名を記載
してください。【別途、戸籍抄本(本通)の添付が必要になります。】
3. 写真の貼り忘れにご注意願います。
「受講申請書」および「受講票」(修了証)2枚とも貼付すること
4. 修正液や修正テープでの訂正は認められません。
※用紙は振興会ホームページからダウンロードできます。
【「各書式ダウンロード」又は「技術講習各種試験など」を選択】

上記に留意して記入後、誤りがないことを確認
してから、当会事務局にご提出願います。

規定
しま

に
証
長

記入例 2

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書
 【**学科**・**試問**・再試問】

東北運輸局秋田運輸支局長 殿

提出年月日(和暦) **令和〇年〇〇月〇〇日**

再提出年月日(和暦) 年 月 日

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を申請します。

| | | | | | |
|----------------|------------------------------|-----------------|-----------------------|--------------------------|------------------|
| 氏名 | 秋田 太郎 | | 電話番号 | 018-000-0000 | |
| 住所 | 〒010-0000 秋田市八橋大畑二丁目12-63 | | | 生年月日(和暦) 平成〇〇 . 〇 . 〇 | |
| | 整備士の種類 | 種類 二級ガソリン自動車 | 合格年月日(和暦) 平成〇年〇月〇日 | 合格番号 東北二か 第0000号 | |
| 受講内容 該当に○ | 1. 学科 | | 2. 試問 | | 3. 再試問 |
| 受講希望 日時(和暦) | 第1希望 | 令和〇年〇月〇日 第1回 | 第1希望 | 令和〇年〇月〇日 第1回 | 受講日記入! ※1回と記入 |
| | 第2希望 | 年 月 日 第 回 | 第2希望 | 年 月 日 第 回 | |
| 学科受講状況 該当に○ | 1. 未受講 2. 受講済み | | 実習受講状況 該当に○ | 1. 未受講 2. 受講済み | |

記入不要

【注意事項】

- ① 受付期間内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があつた場合には、受講を取り消します。
- ② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。
- ③ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写しを添付すること。
- ④ 学科又は実習の講習が修了している場合、証明する書面の写しを添付すること。
- ⑤ 受講希望日時は、申請先の運輸支局等が公表した実施日を記載すること。
- ⑥ 押印することに代えて、署名することができる。

点線内は、記載しないこと

| | | |
|------|---|---|
| 受講番号 | 第 | 号 |
|------|---|---|

| | | |
|-----------------|---|-------------------------|
| 証明写真欄 | <p>【証明写真について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm× を記載し 解像度は 600×450 pixel 以上とする | 受付印 |
| 受講票と同じ写真を貼付すること | <p>写真を貼付け (裏に氏名記入)</p> | <p>認証番号と 事業場名記入</p> |

認証番号 40000
指定番号

所属事業場名 (株)〇〇自動車整備工場